

## **[事案 28-253] 損害賠償請求**

・平成 29 年 11 月 10 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 28-297]の申立人の子である。

### **<事案の概要>**

募集人が、相続税申告手続の代行を承諾したにもかかわらず、申告手続をしなかったこと等を理由に、無申告加算税および延滞税相当額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

募集人が、相続税の申告手続の代行を承諾したにもかかわらず、申告手続をしなかったこと等によって、無申告加算税および延滞税が発生したため、左記相当額を支払ってほしい。

### **<保険会社の主な主張>**

募集人は、相続税の申告手続について、「できる範囲でお手伝いする」とは言ったが、申告手続の代行を申し出たことも、承諾したこともなく、申立人に対して税理士への相談を勧めていたもので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、相続税の申告手続に関する経緯等を把握するため、申立人および申立人の親、募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人が申立人の相続税申告手続の代行を承諾としたとは認められないものの、紛争の早期解決等の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。